

団体 3 大疾病保障保険普通保険約款

(注) 本内容は、保険金等のご請求やお支払いに関するお客さまのご理解をサポートするための一助として、掲記約款のなかから、保険金等のご請求やお支払いに関する主な規定を抜粋したものです。(当該約款の全ての規定を記載しているものではありません。)

この保険の趣旨

この保険は、会社等の団体を対象とする団体保険で、団体の所属員等を被保険者とし、これらの者の生活保障を目的とするものであり、被保険者が所定の3大疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)に該当した場合に3大疾病保険金を支払う仕組の保険です。

8. 3大疾病保険金の支払

第19条(3大疾病保険金の支払)

- ① 当社は、被保険者が保険期間中に、次の各号のいずれかに該当したときは、その被保険者について定められた額の3大疾病保険金を被保険者に支払います。
1. 被保険者が、その被保険者についての責任開始期前を含めて初めて別表1に定める悪性新生物(以下「悪性新生物」といいます。)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。)。ただし、その被保険者についての責任開始期の属する日から起算して90日以内に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたときは支払いません。
 2. 被保険者が、その被保険者についての責任開始期以後に発生した疾病を原因として、別表1に定める急性心筋梗塞(以下「急性心筋梗塞」といいます。)を発病し、その疾病を直接の原因として、次のいずれかに該当したとき
 - イ. 次の条件をすべて満たす手術を受けたとき
 - (1) 急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした手術であること
 - (2) 公的医療保険制度(健康保険法等に基づく医療保険制度をいいます。以下同じ。)において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。以下同じ。)に手術料の算定対象として定められている手術であること
 - (3) 別表2に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)において受けた手術であること
 - ロ. 初診日(初めて医師の診療を受けた日をいいます。なお、何らの自覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは「医師の診療を受けた」ことには該当しません。以下同じ。)から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。)が継続したと医師によって診断されたとき
 3. 被保険者が、その被保険者についての責任開始期以後に発生した疾病を原因として、別表1に定める脳卒中(以下「脳卒中」といいます。)を発病し、その疾病を直接の原因として、次のいずれかに該当したとき
 - イ. 次の条件をすべて満たす手術を受けたとき
 - (1) 脳卒中の治療を直接の目的とした手術であること
 - (2) 公的医療保険制度において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術であること
 - (3) 病院または診療所において受けた手術であること
 - ロ. 初診日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- ② 前項にかかわらず、被保険者が保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、前項第2号ロまたは第3号ロに定める初診日が保険期間中にある場合に、次の各号の事由が発生したときには、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱います。
1. この保険契約の保険期間が満了し、保険契約が更新されないとき
保険期間満了の日から起算して60日以内に前項第2号ロまたは第3号ロに定める状態に該当したときは、保険期間中にその状態に該当したものとして取り扱います。
 2. この保険契約が解約されたとき
保険契約の解約日から起算して60日以内に前項第2号ロまたは第3号ロに定める状態に該当したときは、保険期間中にその状態に該当したものとして取り扱います。
 3. この保険契約が第26条(その他の解除)第1項の規定により解除されたとき

保険契約の解除日から起算して60日以内に前項第2号ロまたは第3号ロに定める状態に該当したときは、保険期間中にその状態に該当したものとして取り扱います。

4. その被保険者が第31条（被保険者の脱退）第2項の規定によりこの保険契約から脱退したとき
第31条第3項に定める期間の満了の日から起算して60日以内に前項第2号ロまたは第3号ロに定める状態に該当したときは、保険期間中にその状態に該当したものとして取り扱います。
- ③ 3大疾病保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、その被保険者が第1項に定める3大疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものと取り扱います。

第20条（3大疾病保険金の請求手続）

- ① 保険契約者または被保険者は、前条に定める3大疾病保険金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに当会社に通知してください。
- ② 被保険者は、保険契約者を経由して、当会社に次の書類を提出することにより3大疾病保険金を請求してください。
 1. 当会社所定の3大疾病保険金支払請求書
 2. 当会社所定の様式による医師の診断書
- ③ 当会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

第21条（代理請求人による3大疾病保険金の請求）

- ① 次のいずれかの事情があるために被保険者が3大疾病保険金を請求できないときは、次項に定める代理請求人が、被保険者の代理人として3大疾病保険金を請求することができます。
 1. 傷害または疾病により、3大疾病保険金を請求する意思表示ができないこと
 2. 疾病名の告知を受けていないこと
 3. その他前2号に準じた会社が認める状態であること
- ② 代理請求人は請求時において次の各号に該当する者とします。ただし、次の順序に従い、先順位にある者がいる場合は請求できません（先順位にある者が3大疾病保険金を請求できない特別な事情があるときまたは当社が認めたときを除きます。）。また、同順位の者が2人以上ある場合は、そのうちいずれか1人が請求してください。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の子（子がいないときはその直系卑属とします。)
 3. 被保険者の父母
 4. 被保険者の祖父母
 5. 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪おひめいとします。)
 6. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 7. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号に掲げる以外の者
 8. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 9. その他前2号に掲げる者と同等の特別な事情がある者
- ③ 前項第7号から第9号までの者については、当会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために3大疾病保険金を請求すべき適当な理由があると当社が認める者に限り請求することができるものとします。
- ④ 前3項により、代理請求人が3大疾病保険金を請求するときは、当会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類（請求権者であることを証する書類、前条に定める書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。）を当会社に提出してください。
- ⑤ 前4項により、3大疾病保険金が代理請求人に支払われた場合には、その支払後に3大疾病保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- ⑥ 第1項にかかわらず、故意に被保険者を第1項第1号または第3号に定める状態（第3号については、第1号に準じた状態に限り。）に該当させた者は、代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑦ 第4項の請求に際して、前項の事由に該当する可能性がある場合は、次条に定める3大疾病保険金の支払の時期および場所に関する規定における重大事由による解除に該当する可能性がある場合の取扱に準じて取り扱います。
- ⑧ 前項または次条に定める事項の確認に際し、代理請求人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定する医師による必要な診断を得ることに応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

第22条（3大疾病保険金の支払の時期および場所）

- ① 3大疾病保険金は、前2条に定める書類（必要事項が完備されていることを要します。）が当社に着いた日（以下「請求日」といいます。）の翌日から起算して5営業日以内に、当会社の本社または支社で支払います。
- ② 当会社は、3大疾病保険金を支払うために確認が必要な次表の場合において、保険契約の締結から請求までの間に当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ次表の事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、3大疾病保険金の支払期限は請求日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認が必要な事項
1. 3大疾病保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める3大疾病保険金の支払事由に該当する事実の有無
2. 第24条（告知義務違反による解除）に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
3. 第25条（重大事由による解除）、第28条（詐欺による取消）または第29条（不法取得目的による無効）に該当する可能性がある場合	前号に定める事項、第25条第1項第3号イからホまでに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の保険契約の締結（復活および更新を含みます。）もしくは被保険者の中途加入の目的もしくは3大疾病保険金の請求の意図に関する保険契約の締結から請求までにおける事実

- ③ 前項に定める事項の確認をするため、次表の特別な照会手続や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、3大疾病保険金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ次表に定める日数（第1号から第4号までのうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

特別な照会手続・調査	照会手続・調査の対象となる事項	支払期限
1. 弁護士法その他の法令に基づく照会手続	前項各号に定める事項	180日
2. 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	前項第1号または第3号に定める事項	180日
3. 保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会手続	前項第1号または第3号に定める事項	180日
4. 日本国外における調査	前項各号に定める事項	180日

- ④ 3大疾病保険金の支払期限を前2項に定める日とする場合には、当社は、確認が必要な事項の内容および支払期限を3大疾病保険金の請求者に通知します。
- ⑤ 第3項に定める支払期限を過ぎてもなお、第三者機関からの回答の遅延その他の当社の責任によらない理由により、第3項に定める事項の確認が終わらない場合には、当社は、その確認が終わらなかった理由および確認が必要な事項の内容を3大疾病保険金の請求者に通知したうえで、確認を継続します。
- ⑥ 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社の指定する医師による必要な診断を得ることに応じなかったときを含みます。）は、当社は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

9. 保険契約の解約、解除等

第24条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者が、故意または重大な過失によって、第7条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってその告知を求めた事項の内容に応じてこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ② 被保険者が、故意または重大な過失によって、第7条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ③ 3大疾病保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、3大疾病保険金を支払いません。また、すでに3大疾病保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、3大疾病保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、3大疾病保険金を支払います。
- ⑤ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者（第21条（代理請求人による3大疾病保険金の請求）の規定により代理請求人から3大疾病保険金の請求があったときは、その代理請求人として）に解除の通知をします。
- ⑥ 次の各号のいずれかの場合には、当社は、第1項または第2項に定める解除をすることはできません。
- この保険契約の締結もしくは復活またはその被保険者の中途加入の際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者が第7条に定める告知をすることを妨げたとき
 - 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者に対し、第7条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑦ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはその被保険者が第7条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑧ 本条の解除権は、次の各号のいずれかの場合には消滅します。

1. 当社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月以内に解除しなかったとき
2. その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内に3大疾病保険金の支払事由が生じなかったとき

第25条（重大事由による解除）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が保険契約者によって生じた場合にはこの保険契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者または被保険者がこの保険契約の3大疾病保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. この保険契約の3大疾病保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 3. 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当する場合
 - イ. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ニ. 反社会的勢力により団体もしくは被保険団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 4. 前3号に掲げるもののほか、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 3大疾病保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した3大疾病保険金の支払事由については、3大疾病保険金を支払いません。また、すでに3大疾病保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ③ 前条第5項の規定は、本条による解除の場合に準用します。

第26条（その他の解除）

- ① 当社は、被保険者の数が第5条（被保険者の数）で定める数未満で次回更新時まで回復の見込がない場合として、契約申込書等の保険契約者との合意内容にかかる書面により定めたものに該当した場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
- ② 第24条（告知義務違反による解除）第5項および第8項第1号の規定は、本条による解除の場合に準用します。

第28条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約を締結、更新もしくは復活したときまたは被保険者を中途加入させたときは、当社は、保険契約者の詐欺による場合にはこの保険契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を取り消し、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第29条（不法取得目的による無効）

保険契約者または被保険者が、保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的（以下本条において「不法取得目的」といいます。）をもって、この保険契約を締結、更新もしくは復活したときまたは被保険者を中途加入させたときは、保険契約者に不法取得目的があった場合にはこの保険契約を、被保険者に不法取得目的があった場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

11. 被保険者の脱退

第31条

- ① 保険契約者は、任意にこの保険契約から一部の被保険者を脱退させることはできません。ただし、当社が認めた場合には、この限りではありません。
- ② 被保険者が退職その他の事由によって被保険者の資格を欠くにいたった場合（被保険者が死亡した場合を除きます。）には、その日にこの保険契約から脱退するものとします。この場合には、保険契約者は、直ちに当社に通知することを要します。
- ③ 前2項の規定によって被保険者が脱退した場合には、当社は、その被保険者に対してすでに払い込まれた保険料の次の未払込保険料の払込期日の前日までの期間は、この保険契約上の責任を負います。

12. 3大疾病保険金額の増額または減額

第32条（3大疾病保険金額の増額）

- ① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、当会社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について3大疾病保険金額を増額することができます。
- ② 第4条（加入資格）、第7条（告知義務）、第9条（責任開始期および契約日）、第19条（3大疾病保険金の支払）、第24条（告知義務違反による解除）、第28条（詐欺による取消）、第29条（不法取得目的による無効）および第37条（年齢または性別の誤りの処理）の規定は、本条による3大疾病保険金額の増額の場合にその増額部分について準用します。

第33条（3大疾病保険金額の減額）

- ① 保険契約者は、当会社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について3大疾病保険金額を減額することができます。
- ② 前項の規定によって減額された部分は解約されたものとみなします。

13. 保険契約者および3大疾病保険金の受取人の変更

第35条（3大疾病保険金の受取人の変更）

3大疾病保険金の受取人は、被保険者以外の者に変更することはできません。

別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいい、備考に定めるところによります。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物	C 15～C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C 43～C 44）のうち ・皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80

疾病名	分類項目	基本分類コード
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D 45
	骨髄異形成症候群	D 46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D 47. 1 D 47. 3
	リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち ・ランゲルハンス＜Langerhans＞細胞組織球症、他に分類されないもの	D 76. 0
2. 急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I 21
	再発性心筋梗塞	I 22
3. 脳卒中	くも膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63

備考

- 「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版（2012年改正版）」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／ 3 悪性、原発部位
／ 6 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／ 9 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- 「上皮内癌」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版（2012年改正版）」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／ 2 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

（注）結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、結腸または直腸の粘膜癌は、「悪性新生物」に該当するものとみなして取り扱います。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
- 前1. と同等の日本国外にある医療施設